

帰国・外国人児童生徒等に対する 文部科学省の施策について

平成25年8月30日（金）

文部科学省初等中等教育局 国際教育課 課長補佐 河村 裕美

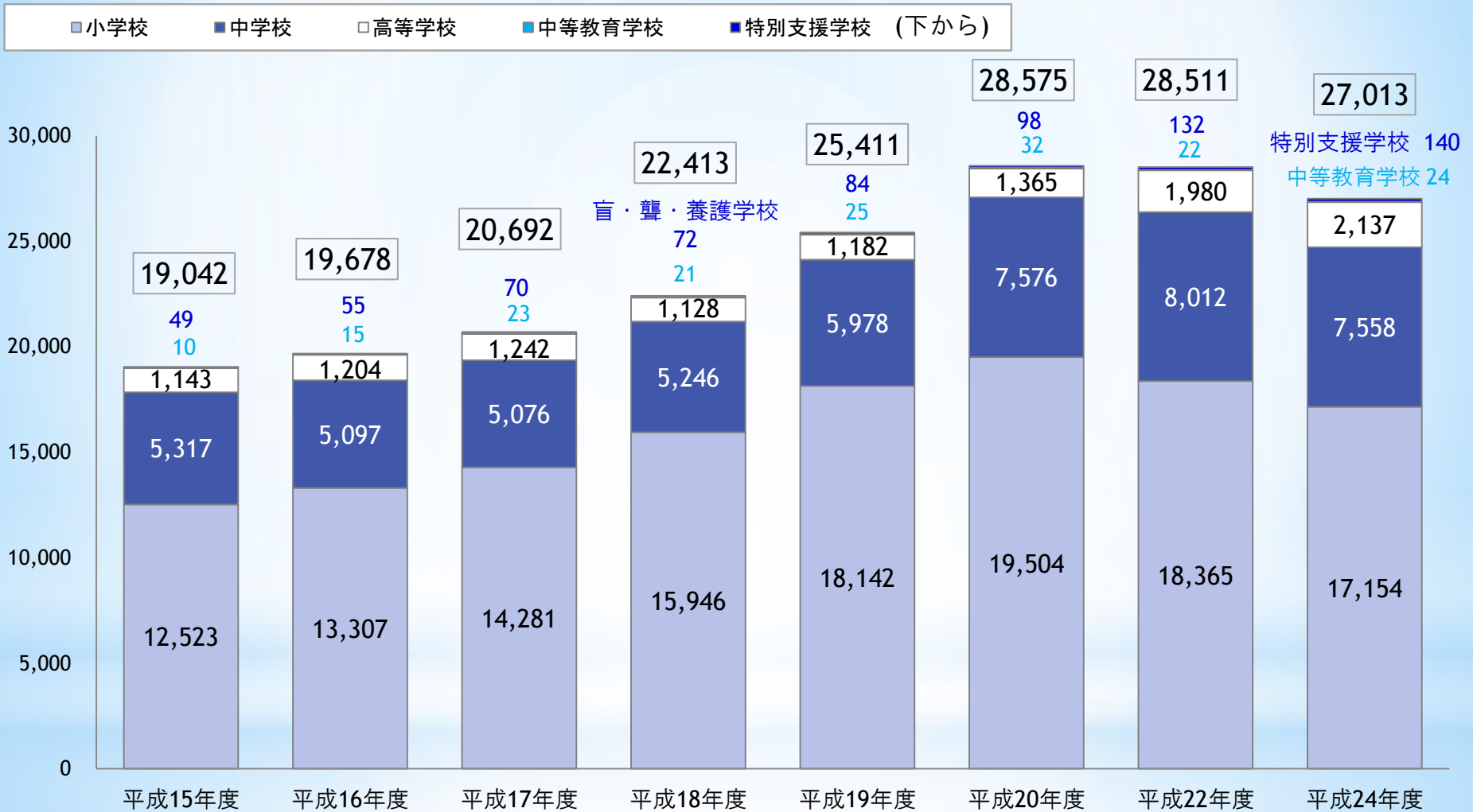


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



1. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数/公立学校



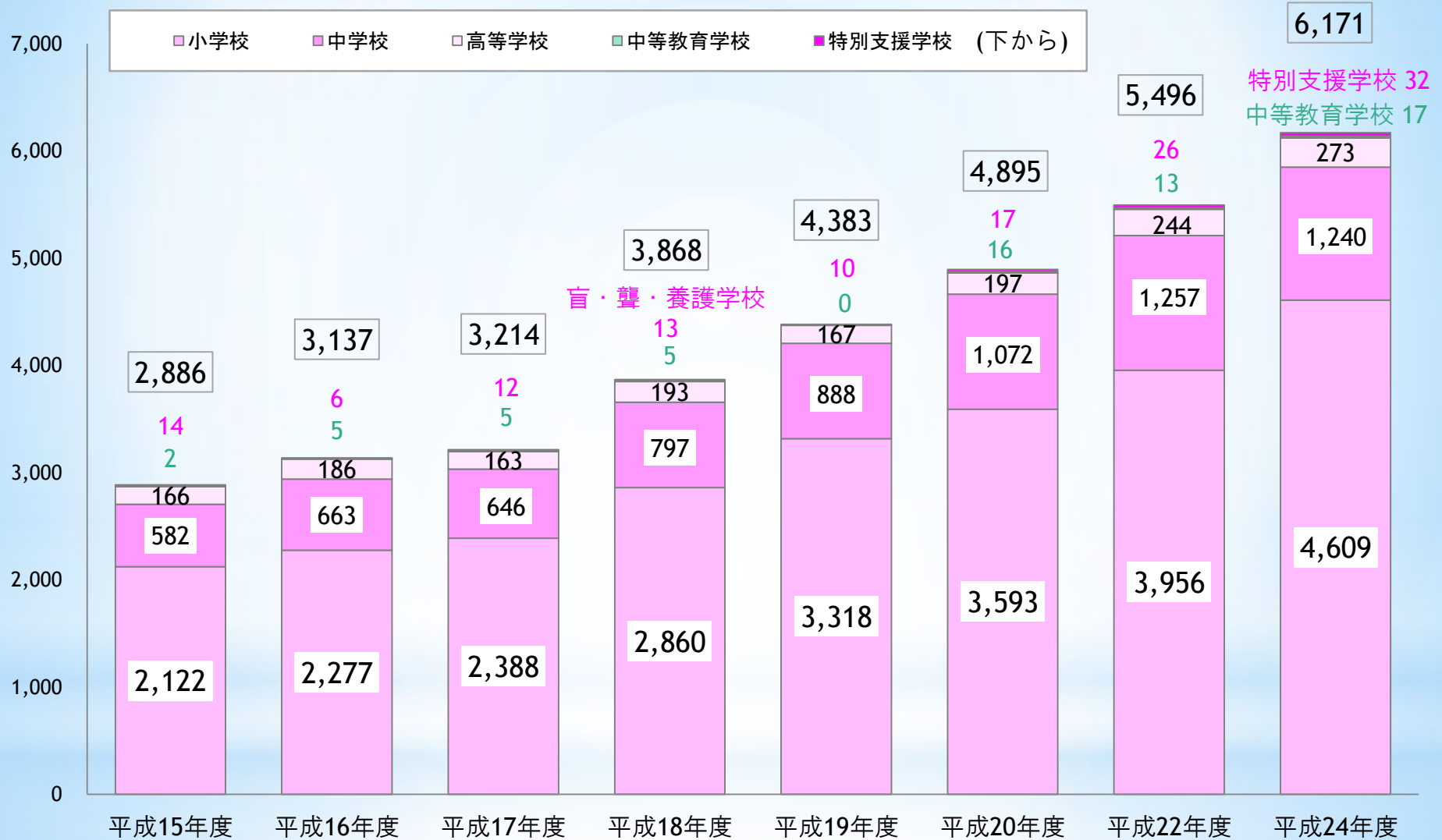
(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。



2. 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校



(平成22年度まで各年9月1日現在、平成24年度5月1日現在)

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。



3. 施策～入りやすい公立学校をめざして

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

○就学ガイドブックの作成・配布



○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置



○自治体の取組を支援する補助事業の実施



○日本語指導者等に対する研修の実施



○「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配付



○情報検索サイト「かすたねっと」の開設



○日本語能力測定方法（配付準備中）



○研修マニュアル（配付準備中）





日本語指導の 「特別の教育課程」の 編成・実施

4. 学校教育における日本語指導の教育課程への位置付け

- 日本語指導が必要な児童生徒の学ぶ権利を保障し、学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着を図る上で、他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるよう配慮することも大切である。

→ **日本語指導を教育課程に位置付けて行うことができるようにする。**

学校教育の一環として行う日本語指導の質の担保を図ることが必要。

児童生徒の実態に応じて、例えば、各教科等の授業時数に替えて日本語指導を行う時間を設けることができるようにすることが必要。

国が示す一定の要件を満たす日本語指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

5. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件

「特別の教育課程」による日本語指導（案）

(Ⅰ)指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。

(Ⅱ)指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

(Ⅲ)指導者

①日本語指導担当教員(主たる指導者):教員免許を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)

②日本語指導補助者:日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(Ⅳ)授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

※1 授業時数の1単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(Ⅴ)指導の形態及び場所

児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」を原則とする。ただし、指導者の確保が困難な場合には、他校における指導も認める。

※ さらに、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

(Ⅵ)指導計画の作成及び学習評価の実施

6. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(指導計画の作成)

- 児童生徒一人一人の実態に応じて「特別の教育課程」を編成し、きめ細かな日本語指導を行うためには、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、指導計画を作成することが必要。

「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合に、児童生徒の在籍する学校において作成すべき指導計画

学校設置者に提出する指導計画
(特別の教育課程編成・実施計画)

学校内で作成する指導計画
(個別の指導計画)

児童生徒に関する記録

指導に関する記録

「特別の教育課程」による日本語指導を行う旨を、指導を行う児童生徒が在籍する学校から学校設置者（教育委員会等）に届け出る。

具体的な指導計画を作成することにより、児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、

- ・進級・進学を経ても、一貫したきめ細かな日本語指導
- ・学校設置者や保護者、その他関係機関等との連携協力による十分な支援

を行うことが期待される。

※1 各計画は、児童生徒が在籍する学校の校長の責任の下で、担任と日本語指導担当教員が連携して作成するものとし、定期的に行う学習評価を踏まえて、適宜見直しを行い、改善を図ることが求められる。

※2 「特別の教育課程」による日本語指導の実績についても、学校から学校設置者に報告するものとする。

指導計画に盛り込むべき事項(案)

学校設置者に提出する指導計画 (特別の教育課程編成・実施計画)	学校内で作成する指導計画 (個別の指導計画)	
児童生徒別の <ul style="list-style-type: none"> ・ 大まかな指導内容 ・ 指導形態 ・ 授業時数・指導期間 ※ 指導の対象となる児童生徒全員分を一覧にして提出。	児童生徒に関する記録	指導に関する記録
	※ 指導の対象となる児童生徒一人一人について作成。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 性別・生年月日 ・ 国籍等 ・ 家庭内で使用する言語 ・ 入国年月日、学校受入年月日 ・ 生育歴・学習歴 ・ 家族構成、家庭の状況 ・ 学校内外での支援の状況 ・ 進路希望 	等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語の能力 ・ 指導目標・内容・形態 ・ 指導者の名前 ・ 指導場所 ・ 授業時数・指導期間 ・ 授業内容・方法に関する評価及び学習状況の評価

- 指導計画の作成・管理に係る教育現場の負担が過重とならないよう配慮が必要。
- 各計画の事例について、「外国人児童生徒受入れの手引き」における「日本語指導のコース設計」や地域の事例なども参考にしつつ、日本語指導に関する有識者の識見等も得ながら、今後、教育現場に対して示していくことが望ましい。

7. 「特別の教育課程」による日本語指導の要件 : (VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

(学習評価の実施)

- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、児童生徒の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた学習の状況を適切に評価するとともに、児童生徒一人一人に、指導計画に基づく学習内容が確実に定着するよう、指導の改善につなげる上で、児童生徒に対する学習評価を行うことは重要。
 - 日本語指導担当教員が適宜、日本語指導補助者と情報交換を行いながら、実施。
-
- まず、児童生徒が学校に入学・編入学してきた時点で、日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について、総合的に把握することが重要。
その上で、指導を通じて、日本語の能力や各教科等の学習活動に日本語で参加するための能力がどの程度向上しており、具体的にどのような課題があるのか等について、一定の期間ごと(月・学期・年度など)に把握し、適宜、「個別の指導計画」(特に、「指導に関する記録」)自体の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に生かしていくことが必要。
 - 上記の能力の把握に当たっては、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、児童生徒一人一人の日本語の能力や学習状況を総合的に把握する工夫が必要。
 - 児童生徒の日本語の能力や学習成果には、編入学前の教育状況、日本での滞在期間のほか、性格や学校への適応状況、家庭でも学習環境など、様々な要因が影響を与え得る。児童生徒一人一人の日本語の習得に影響を与えている諸要因にも着目しつつ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められる。
 - 「特別の教育課程」による日本語指導に係る学習評価の結果については、児童生徒の担任や各教科を担当する教員にも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されること。
 - この他、一般の児童生徒と同様に、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うことや個人内評価を重視すること、学習指導と学習評価とを一体的に進めること、指導目標や指導内容、評価規準の設定においては一定の妥当性が求められることなどについて、十分配慮することが求められる。

8. 「特別の教育課程」による日本語指導の実現により期待される効果と今後の展望

期待される効果

- ・ 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現
- ・ 指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること
- ・ 地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上



- ☆ 学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保
- ☆ 日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障

今後の展望

- ・ 「特別の教育課程」による日本語指導の着実な実施の推進のため、国、都道府県、学校設置者、そして各学校等の関係機関が連携協力し、具体的な指導内容・指導方法及び教材の充実、指導者の資質向上を図ること等も重要である。
- ・ 日本語指導が必要な子供たちが、学校生活に適応し、生き生きと様々な学習活動に参加できるようにするために、学校に就学する以前から、進学・就職など希望する進路を歩むまで、一貫して必要な支援を受けることができる環境整備が必要である。
- ・ 地方公共団体や学校においては、就学前の日本語能力が不十分な子供たち及びその保護者に対して、就学相談や就学前教育を行ったり、進学・就職を希望する生徒への進路相談の充実、高等学校等における受入体制の整備に努めたりすることも重要である。

【参考】これまでの検討経緯及び今後のスケジュール(予定)

平成24年度	4月	「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置 (平成24年4月11日初等中等教育局長決定)
	4月24日	検討会議(第1回)
	6~7月	「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」の実施
	7月31日	検討会議(第2回)
	12月27日	検討会議(第3回)
	3月21日	検討会議(第4回)
平成25年度	6月3日	中央教育審議会教育課程部会への付議
	8月8日	中央教育審議会初等中等教育分科会への付議
8月20日~9月18日		パブリックコメントの実施
		学校教育法施行規則改正及び文部科学省告示 公布 制度改正の周知 ・都道府県等への通知の発出 ・Q&A等の作成・送付(文部科学省HP上にも掲載予定)
平成26年度	4月1日 (見込み)	学校教育法施行規則改正及び文部科学省告示 施行(新制度スタート)